平成２４年（フ）第１１２号
山口県下関市彦島西山町４丁目７番３号、前住所山口県下関市彦島西山町２丁目６番４号
債務者　松尾　　康
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
山口県下関市彦島西山町４丁目７番３号、前住所山口県下関市彦島西山町２丁目６番４号
債務者　松尾　久代
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
富山市婦中町分田256番地１　ドゥウェル婦中105号、前住所富山市婦中町砂子田23番地１
債務者　吉尾　　要
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５６号
広島県福山市鞆町後地2176番地１、旧住所広島県福山市新涯町２丁目27番31号
債務者　津田　靖典
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４６１号
熊本県菊池郡大津町大字室961番地１
債務者　髙村ちはる
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６３号
熊本市東区三郎１丁目11―37、住民票上の住所熊本市東区長嶺南７丁目６番６号　松尾アパート202
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５２号
名古屋市天白区古川町103番地の１　ファミリアーレ野並802号
債務者　鈴木　　太
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目57番１号―103号
破産者　株式会社日豊商
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３号
千葉県香取市佐原ロ2028番地
破産者　香取　幸雄
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１７号
千葉県香取郡東庄町笹川い553番地
破産者　宮内　利夫
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第６２６１号
東京都足立区神明南１丁目１―41
破産者　直江　英明
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８５０号
千葉県木更津市十日市場449番地
破産者　木更津コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５４０号
東京都西東京市泉町２丁目12―19
破産者　柳内てるよ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０４２号
東京都東村山市久米川町１丁目27―18
破産者　志村さより
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２９１号
東京都板橋区赤塚５丁目５番５号
破産者　株式会社日本環境サービス
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２９２号
東京都練馬区早宮４丁目28―18
破産者　五十嵐　武
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８５９号
千葉県柏市十余二254―836
破産者　加藤カロラこと　カトウ　ヒラタ　カロラ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９６１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1694―１―203
破産者　山中　綾子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１号
千葉県野田市山崎1645―８
破産者　野路　昌男
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部